

令和8年度第1回 文京区障害者地域自立支援協議会運営会議 次第

令和8年4月20日(月)14時から

オンライン開催

1 議題

(1) 令和8年度第1回親会の資料確認

- ① 次第 【資料第1-1号】
- ② 文京区障害者地域自立支援協議会について 【資料第1-2号】
- ③ 令和8年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図(案) 【資料第1-3号】
- ④ 令和8年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案) 【資料第1-4号】
- ⑤ 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等 【資料第1-5号】
- ⑥ 令和8年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の検討事項(案)について
【資料第1-6号】
- ⑦ 令和7年度全体会報告 【資料第1-7号】
- ⑧ アンケート結果 【資料第1-8号】
- ⑨ 文京区障害者地域自立支援協議会要綱 【資料第1-9号】

(2) 令和8年度の各専門部会の取組について

- ① 相談・地域生活支援専門部会 【資料第2-1号】
- ② 就労支援専門部会
- ② 権利擁護専門部会 【資料第2-2号】
- ③ こども支援専門部会 【資料第2-3号】

(3) 令和8年度第2回障害者地域自立支援協議会(全体会)について

- ① 方針について 【資料第3号】

2 その他

(1) 委員について

令和8年度第1回文京区障害者地域自立支援協議会 次第

令和8年6月1日(月)午後2時から

会場：文京シビックセンター3階 障害者会館A・B

1 開会

委員委嘱

2 議題

- (1) 令和8年度障害者地域自立支援協議会について
- (2) 令和8年度各専門部会の検討事項（案）について
- (3) 障害者就労支援センターの事業報告について
- (4) 障害者基幹相談支援センターの事業報告について

3 その他

(参考資料)

- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱
- ・文京区障害者地域自立支援協議会委員名簿

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

(3) 会議記録の取扱い

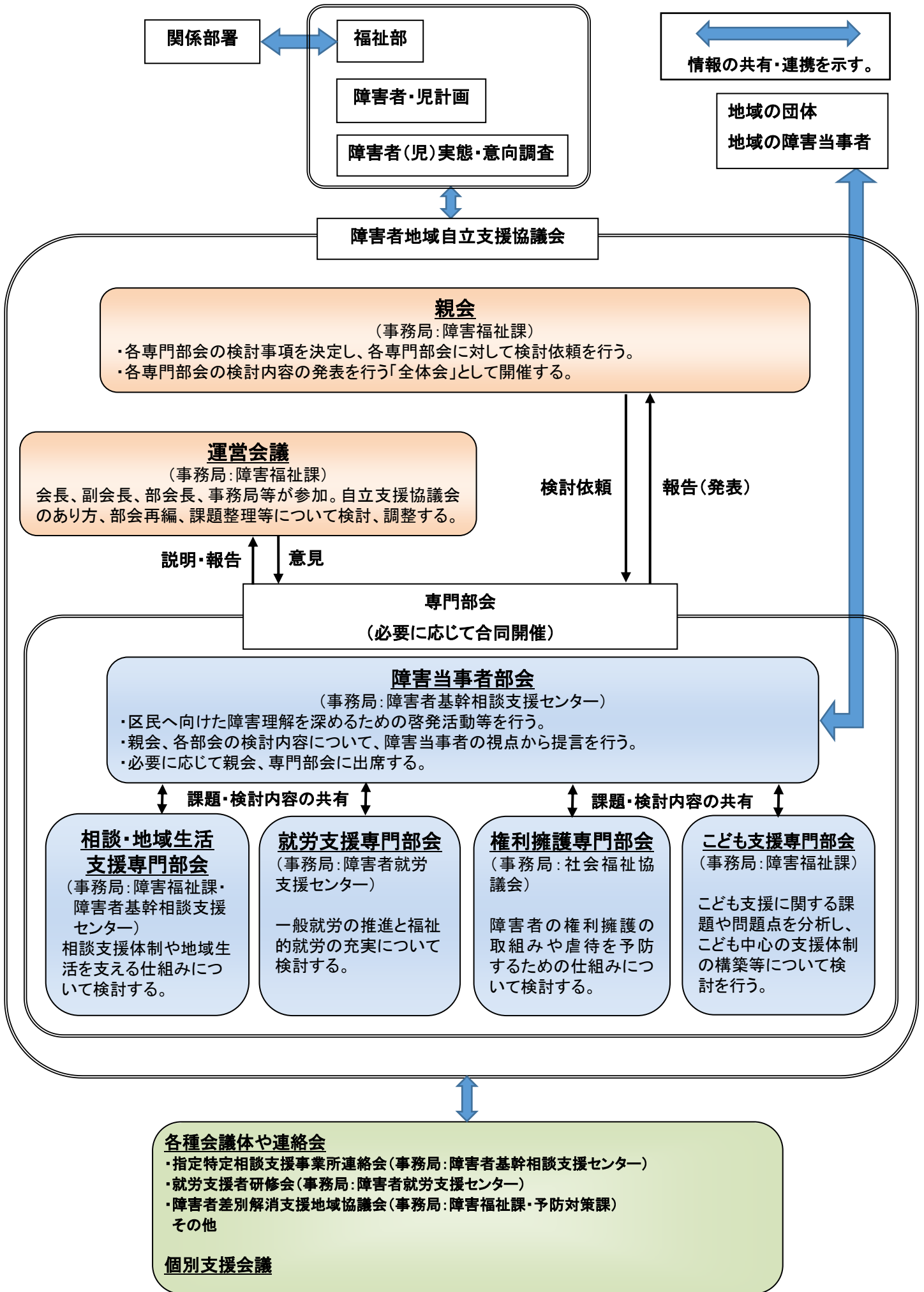
- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和8年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図 (案)



令和8年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回									第2回 (全体会)
運営会議		第1回						第2回				
障害当事者部会				第1回		第2回				第3回		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>説明・報告</p> <p>↑</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>意見</p> <p>↓</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>検討依頼</p> <p>↓</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>説明</p> <p>↑</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>意見</p> <p>↓</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>説明・報告</p> <p>↑</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>意見</p> <p>↓</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>説明</p> <p>↑</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>意見</p> <p>↓</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>発表</p> <p>↑</p> </div> </div>												
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回			第2回				第3回	
就労支援専門部会				第1回			第2回				第3回	
権利擁護専門部会				第1回			第2回				第3回	
こども支援専門部会			第1回		第2回		第3回				第4回	

全体会に資料提出が間に合うよう、各専門部会は会議を開催

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
親会	委員委嘱(3年任期)		委員委嘱(3年任期)
		全体会の実施	
	全体会の実施		全体会の実施
		障害者・児計画事業実績の評価	
相談・地域生活支援専門部会	暮らしをサポートする仕組みについて検討		
	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討		
		引き継ぎチェックシートの作成	引き継ぎチェックシートの周知活動
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
	令和6年度地域支援フォーラム企画検討		
			就労選択支援について検討、全体会にて発表
	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討	
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成	権利擁護に関する課題の再整理
障害当事者部会	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について意見交換	防災について体験・検討、全体会にて発表	防災について体験・検討
	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の実施、発表	民生・児童委員協議会との交流会	
子ども支援専門部会			
	産前から小学生までの切れ目ない支援についてゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施	教育・医療・福祉の顔が見える関係を深めるための研修会を実施

令和8年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項（案）について

令和8年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業について、更なる研究及び検討を重ねる。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイドの活用、および、障害者の住まいの課題について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協働して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 こども支援専門部会

こども支援に関する課題や問題点を分析し、「ライフステージに応じた切れ目」のない「こども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

こども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、こどもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

令和 7 年度第 2 回障害者地域自立支援協議会全体会 報告

1 開催概要

日時：令和 8 年 3 月 3 日（火） 14 時から 17 時まで

会場：区民センター 3A（文京区民センター 3 階）

2 周知方法

区電子申請フォームまたは電話、メールにて受付

- ・区報掲載（2/10 号）
- ・区ホームページ掲載
- ・チラシ配布（専門部会員、障害者団体、相談員、差別解消支援地域協議会、民生・児童委員、区内小・中学校、区内事業所、千代田区就労支援センター、中央区就労支援センター）

3 来場者数

親会委員 22 名、就労支援専門部会員 9 名、ゲスト登壇者 2 名、傍聴 69 名

<傍聴内訳>

事業所職員 21 名、障害当事者・家族 6 名

民生・児童委員 8 名、専門部会委員 18 名

学校関係者 7 名、行政 4 名、その他 5 名

4 発表内容

1 開会

- ・挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明 →高山会長より

2 議題

(1) 区の現状・制度説明 →障害福祉課より

(2) 専門部会より活動発表 →各部会長より

- ・相談・地域生活支援専門部会
- ・権利擁護専門部会
- ・障害当事者部会
- ・子ども支援専門部会

(3) 就労支援専門部会の取組

- ・就労選択支援について →事務局より
- ・モデル事例の発表 →就労支援専門部会長、中山部会長、松尾委員、ゲスト登壇者 2 名より
- ・質疑応答 →就労支援専門部会長、事務局より
- ・総括

以上

令和7年度全体会報告

【資料第1-8号】

番号	評価	感想	所属
1	大変良かった		
2	普通	文京区の障がい者の自立支援に関わる関係機関の勉強になった。	ワークショップやまどり
3	大変良かった		
4	良かった	有意義なお話ばかりでしたが、マクロ・メゾ視点の話が多く、具体的なミクロ視点でどう実現するのか…と言うところまで話を深掘りしていただき良かった。	コプラス相談支援事業部 文京
5	大変良かった	各部会からの報告から、今の文京区の現状や今後の方向性を理解することができ、とても学びが多かったです。ありがとうございました。	ふる里学舎本郷
6	良かった	文京区の地域の現状と、切れ目のない他職種連携を目指していることを知ることができ、自分の業務に活かせると感じた。	コプラス相談支援事業部
7	大変良かった	それぞれの部会の活動内容が分かり、大変参考になりました。 全体総括としての会長のお話がとても分かりやすく、何をすべきか指南いただきました。 就労選択支援は始まったばかりの制度で、まだまだ見えないことが多いですが、当事者を真ん中にした意思決定支援ができるように、区の進め方を検討していきたいです。	都立王子特別支援学校
8	良かった	冗長な発表が多かったので全体の時間は2時間程度で良いと思いました。内容は勉強になりました。	就労支援部会
9	大変良かった	就労支援部会の選択支援の説明がわかりやすく良かったです。 当事者を中心に置いた縦割りではない部会を、文京区で作っていきたくないと共感いたしました。	キャリアカク茗荷谷オフィス
10	良かった	協議会の年間総括として、各部会の活動が知れてよかった。就労選択支援のことも理解できた。文京区の障害分野を知ってもらうよい機会になっていると思う。	本富士生活あんしん拠点
11	良かった	自立支援協議会の各部会について、1年間の動きが分かり、これから各部会の運営を進めていくうえで、大変参考になりました(入職後半年未満であり、まだまだ勉強中なので)。 就労選択支援事業については、まだまだこれからの事業かと思いますが、事業を利用することによって、就労に向けて少しでもミスマッチが減らせればいいのかなと思いました。	文京区障害者基幹相談支援センター
12	大変良かった	就労選択支援の実際に体験された発表はとても良かったです。 部会長が実際に支援を受けられ感じたことは、今後の私たちの取り組みを考えることにつながっています。 ありがとうございました。 そして障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行は入所利用者にとって課題が山積しているの、少しずつでも標準化していけるよう取り組んでいきたいと思えます。	リアン文京
13	大変良かった	昨年度よりも、丁寧な報告と、就労選択支援事業についての事例がとても具体的で分かりやすく、よく理解できました。今後も、当事者の方の発信の機会がふえ、学ばせていただきたいです。子ども部会と他部会の連携も考えていかねばと思います。御準備ありがとうございます。	富坂子どもの家
14	良かった	私がとても感動した言葉がありました。目の前が明るくなりました。「医学モデルから社会モデル」への中で「障がいがあるから、認知症があるから不便」のではなく、「障がいとともに生きることを、認知症の方々とともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想の転換を促している、と言うところに心が動かされました。ありがとうございました。	
15	良かった	就労選択支援事業についてなど、勉強中の内容のお話を聞くことができ、わかりやすくよかったです。	工房わかぎり
16	大変良かった	就労選択支援の取組み、今後に向けた動きなど知ることができました。	サポートセンターいちよう
17	大変良かった	各部会のそれぞれの課題があって考える良い機会になりました。縦割りでなく横のつながりが大切であること、を認識しました。当事者の声をもっと聞いていきたいです。本日はありがとうございました。	
18	大変良かった	連けいの重要性が共通認識として持てたことが良かった。意思決定がすべての基本だと思った。(実際に行う時にはいろいろ課題があるが)	
19	大変良かった		文京区知的障がい者と共 にあゆむ会
20	良かった	障害者に対する、このような会議は始めてだったので、今後の活動に役立つと感じる事ができました。	民生・児童委員 本富士地区
21	良かった	・各部会の内容が知れて良かった ・時間が長い ・オンライン参加が望ましい	Taurus
22	良かった	防災ワークショップを大切にされていることがよくわかりました。就労支援のモデル事例がわかりやすかったです。	民生委員

23	良かった	各部会の取り組みを聞いて感心しました。障害者の方も地域で安心して生活していけると確信しました。民生委員として、これからの活動に生かしていきたいと思えます。	民生委員
24	大変良かった	文京区の障がい児保護者がかかえるニーズが数字で具体的に見えたので、ニーズに合った運営、ニーズに応える支援を行えるように、持ち帰って検討したいと思った。	ウイズ・ユー文京白山
25	良かった	いろいろな部会がある事を知らなかったので知ることができ良かったです。又、障がい者の方が住みやすくするためのサポートが少しでもお手伝ができればと思いました	民生委員
26	大変良かった	自立支援協議会において、検討されてきたことをよく理解できた。様々な課題とその今後の取り組みについて期待をしている。また、自分自身の障害者に対する対応等についても、考えることが多くあった。チームでの支援が大切であると感じた。	民生・児童委員
27	良かった		
28	大変良かった	相談・地域生活専門部会に参加しております。他の専門部会の活動がわかりやすく報告され、全体像が少し掴めた気がします。実態、意向調査の中からも区の課題が多く見られ、これらが今後どの様に解決されて行くか楽しみです。又、その一助となればと存じます。タテ割りを突破して、重層的に支援が行われる様な地域になります様に。	(株)ケアワーク弥生
29	大変良かった	部会報告の内容が深化していることを強く感じました。当事者部会では、障害特性に配慮して障害順に分科会で動いてみるのもひとつの方法かと思いました。	大塚福祉作業所
30	大変良かった	障がい者の権利に関する条約から12年、やっと変化を身近に感じられるようになったと思います。協議会に当事者部会があることの意味をとて重要だと感じています。	高齢者あんしん相談センター駒込
31	大変良かった	当事者部会とモデル事例が特に参考になった	大塚福祉作業所 実習生
32	大変良かった	中山さんの生の声が聞けた事はとても良かった。でも大きな会場での発表は負担が大きかったのではと心配になりました	民生委員(大塚地区)
33	大変良かった	各部会の取り組みをじっくりうかがうことができ貴重な会でした。ありがとうございました。	エナジーハウス
34	大変良かった	文京区の実態調査の結果をあの様に説明していただけてとてもよくわかりました。とてもわかりやすかったです。就労選択支援についてモデル事例を実際にみせていただき、ご説明いただいたので具体的に知ることができました。	
35	良かった	全ての部会に参加(傍聴)は難しいので全体会で話しが聞けるのは有りがたいです	大塚生活あんしん拠点
36	大変良かった	様々な取組を知ることでよかったです。	
37	大変良かった	他の協議会と共有。	文京区商店街連合会
38	大変良かった	冒頭の高山先生のお話を聴き、障害者の権利擁護の大切さ、権利条約のところの「integrity=不可侵性」や意思決定の必要性の考えを深めることが出来ました！！	社会福祉法人ドリームデイ ドリームハウスⅣ ハウス長
39	大変良かった	いろいろな部会の話が有り大変良かった	障害当事者部会
40	大変良かった	当事者部会、モデル事業でお話しして下さった中山さんがとてもわかりやすく説明してくれ素晴らしかったです。”自分らしく地域で暮らす”、”自分で決める”ことについて様々な立場から聞くことができ勉強になりましたし、自分自身もしっかり考えていきたい	銀杏企画Ⅱ
41	大変良かった	・昨年に比べ会場にも連絡があり、見やすく聞きやすかった。 ・全体の内容が良くわかった。 ・部会へ重複して参加している委員も多く、連携がとれている印象もあるが、当事者、家族への周知、実際にサービス使用等にどの程度役立っているのかわからない。	文京区家族会
42	良かった		
43			
44			
45			

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日一部改正
2022文福障第2006号	令和4年12月2日一部改正
2023文福障第3250号	令和6年3月29日一部改正
2025文福障第3250号	令和8年3月17日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者

(6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 相談・地域生活支援専門部会

(2) 就労支援専門部会

(3) 権利擁護専門部会

(4) 障害当事者部会

(5) こども支援専門部会

3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

6 部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。

7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

8 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。

10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。

(1) 相談・地域生活支援専門部会

文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課

(2) 就労支援専門部会

文京区障害者就労支援センター

(3) 権利擁護専門部会

文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会

文京区基幹相談支援センター

(5) こども支援専門部会

福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。

2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	障害当事者団体	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部保健対策担当課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

じっしないよう

【実施内容】

そうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい れいわ ねんど
相談・地域生活支援専門部会では、令和5年度より

しえん えんかつ ひ っ ほうほう
「支援を円滑に引き継いでいく方法」
および

く し く
「暮らしをサポートする仕組み」

けんとう かさ ほんねんど けいぞく と く
として、検討を重ね、本年度も継続して取り組んできた。

■ 支援を円滑に引き継いでいく方法

しょうがいふくし かいごほけん いこう いけん
☞ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行がわかりにくいとご意見

ぶかいいいん ゆうし けっせい けんとうかいし
があり、部会委員の有志とワーキンググループを結成し、検討開始

ぶんきょうくぼん かいごほけん ひ つ い か チェックシート
☞ 「文京区版 介護保険サービスへの引き継ぎチェックシート」(以下、C S)

さくせい こんねんど だい かいめ ぶかい かんせい ほうこく
を作成。今年度、第1回目の部会にて、完成したものを報告

こんねんど と く チェックシート かつよう
☞ 今年度のワーキンググループの取り組みとして、C S を活用していただく

い か ひょう きかい しゅうちかつどう おこな
ために、以下の表の機会にて、周知活動を行っていくことにする

にちじ 日時	しゅうち ば 周知の場	にんずう 人数
ねん がつ にち 2025年11月13日	りんじ していとくていそうだんしえんじぎょうしょれんらくかい 臨時:指定特定相談支援事業所連絡会	めい 24名
ねん がつ にち 2025年11月25日	こまごめちくしょうがいしゃふくしべんきょうかい 駒込地区障害福祉勉強会	めい 23名
ねん がつ にち 2025年11月27日	ほけんしごうどうけんきゅうかい 保健師合同研究会	めい 33名
ねん がつ にち 2025年12月10日	ほうもんかんど れんらくかい 訪問看護ステーション連絡会	めい 30名
ねん がつ にち 2026年2月18日	ぶん みやこ かい 文の京ケアマネ会	めい 66名

しゅうち すす ないよう せいさ さんか かんけいきかん はいふ めぎ
 ① 周知を進め、内容を精査し、ご参加いただいた関係機関に、配布を目指して

いく。

■ く暮らしをサポートする仕組み

✓ だい かいおよ だい かい しんたいしょうがい かた じれいけんとう おこな ちいきかだい しゃかい
第1回及び第2回にて、身体障害の方の事例検討を行い、地域課題や社会

しげん ほんにん と ま かんきょう じょうきょう み か はか
資源など、ご本人たちを取り巻く環境や状況の見える化を図った。

✓ だい かい りょうじれい つう ちゅうしゅつ ちいきかだい しゃかいしげん しんたい
第3回では、両事例を通じて、抽出された地域課題や社会資源から、身体

しょうがい かた ひつよう く し く けんとう
障害の方に必要な暮らしをサポートする仕組みについて、検討

らいねんど と ふ ちてきしょうがい かた じれいけんとう つう
✓ 来年度は、ここまでのやり取りを踏まえ、知的障害の方の事例検討を通じ

く し く けんとう
て、暮らしをサポートする仕組みについて検討していく。

4

来年度からの取組みについて

今年度の話し合いの結果を踏まえ、

「住まい」と「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド」の
2つのテーマについて取り組む。

「住まい(文京区に「住もう」)」について…

障害のある方の特に賃貸借契約について、障害の有無に関係なく「住まい」の選択がしやすくなる環境や、障害への偏見などをどのようになくしていくのかについて検討する予定。

「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド」について…

ガイドをより使いやすいものにしていくため、実際の利用状況のモニタリングや内容の見直し、ガイドの利用対象者の再検討、成年後見制度以外に活用できる制度などの掲載について検討する予定。

令和8年度に向けて

8月研修会アンケート結果

1. 今後の業務の参考（関連知識の幅が広がったなど）となりましたか？

➤ 参考になった93%、やや参考になった0%、
どちらともいえない7%

2. グループワークを通して顔の見える関係が構築できましたか？

➤ できた40%、少しできた13%、
どちらともいえない47%

3. 次回を開催した場合、参加したいと思いますか？

➤ また参加したい87%、
どちらともいえない13%

「できた」は
半数にとどまる



次のステップ
が必要？

次のステップに向けて

第3回（研修会振り返り）における委員からの提案

この2年間で、顔の見える関係性の土壌は作ってきた。

→ 分野ごとの課題を整理し、一步踏み込んだ議論が必要ではないか？

→ 文京区としての共通価値を醸成するために、子どもの意思形成や意思決定を支える事例を検討。



【令和8年度のテーマ】

インクルーシブ教育・保育

令和8年度実施案

【テーマ】

インクルーシブ教育を支える多職種連携を考える

～学校と放課後等デイサービスの協働実践を手がかりに、子どもの発達保障のあり方を探る～

- 放課後等デイサービスの「生の実践」を紹介し、児童発達支援への理解を深める
- 教育と福祉が協働して支援した事例を通して、インクルーシブ教育の可能性を考える
- 現在の枠組みのなかでどのようにしたら子どもの発達を保障できるか？議論を深める

【例】

- 放課後等デイサービスの実践報告（30分）
- 放課後等デイサービスと学校が協働したインクルーシブ教育実践について事例報告（30分）

～休憩（10分）～

- 小グループでディスカッション（50分）
- パネルディスカッション（40分）
- 全体でシェアリング（15分）
- アンケート回収（5分）

なぜ今、インクルーシブ教育・保育について話し合うのか？

- インクルーシブ推進は誰のためか？
 - 国際的には分離教育への批判
 - 国内ではインクルーシブ教育の推進
 - しかし、実際に現場で起きていることは…
 - いるだけインクルーシブ（教室にはいるが、学びに参加できていない状態）
 - インクルーシブ推進が新たな排除を生んでしまう場面はないか？
 - 理念先行で現場が追いついていない

なぜ今、インクルーシブ教育・保育について話し合うのか？

- シンポジウムの目的
 - 「インクルーシブ推進のズレに向き合う」
 - 教育だけでは変えられない
 - 福祉だけでも変えられない
 - だからこそ、「多職種連携」
- シンポジウムのゴール
 - 成功事例を共有する場ではない
 - インクルーシブ推進の理念と実践のギャップを共有する
 - 「子どもたちのために何ができるか？」を問い続ける

令和8年度 全体会の概要案

【開催日時】

令和8年3月頃

【開催場所】

区民センター3Aを予定

【委員】

親会委員、相談・地域生活支援専門部会委員

【周知対象者】

専門部会員、障害福祉サービス等事業所、障害者団体、相談員、
差別解消支援地域協議会委員、民生・児童委員

※テーマに関連する方々に案内

令和8年度 全体会の進行案

(3時間を予定)

1. 資料確認等 (5分)
2. 開会挨拶、自立支援協議会全体会の趣旨説明 (25分) …高山会長より
3. 区の現状・制度説明 (15分)
4. 専門部会から今年度の取組、来年度に向けて (15分×4部会)
休憩 (10分)
5. 相談・地域生活支援専門部会の取組 (65分)
 - ① 部会の取組について
 - ② 引継ぎチェックシートについて (概要説明、周知の状況等)
 - ③ 質疑応答
6. 閉会挨拶 障害福祉課長より (5分)